

## 世田谷区立老人休養ホーム条例を廃止する条例

### 1 主旨

高齢者人口が増加する中、社会的孤立の防止や健康寿命の延伸などに関わる施策がますます重要となっていることから、区では高齢者の社会参加の促進や健康増進、交流の場を身近な地域・地区において展開することをめざし、高齢者の地域参加促進施策を充実することとしている。

一方、昭和 45 年 4 月に開設した老人休養ホーム「ふじみ荘」については、老朽化や利用者の減少に伴い、大規模改修や運営コスト等の大きな行政コストが必要となっているため、令和 3 年 3 月末をもって廃止する方針を示している。

この間、利用者説明会を開催し廃止についての理解を求めてきたところである。存続を求める要望はあるが、高齢者の地域参加促進施策の充実と「ふじみ荘」に係る行政コストを踏まえ、令和 2 年第 3 回区議会定例会に世田谷区立老人休養ホーム条例を廃止する条例案を提出する。

### 2 条例の廃止について

「世田谷区立老人休養ホーム条例を廃止する条例案」を第 3 回区議会定例会に提出する（別紙 1 のとおり）。

### 3 今後のスケジュール（予定）

令和 2 年	9 月	第 3 回区議会定例会（ふじみ荘廃止条例の提案）
	10 月～	高齢者の地域参加促進施策の試行実施 利用者対応、事業者・団体の移行準備
令和 3 年	3 月末	ふじみ荘運営終了
	4 月 1 日	廃止条例施行

世田谷区立老人休養ホーム条例を廃止する条例

世田谷区立老人休養ホーム条例（昭和44年12月1日世田谷区条例第47号）  
は、廃止する。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。